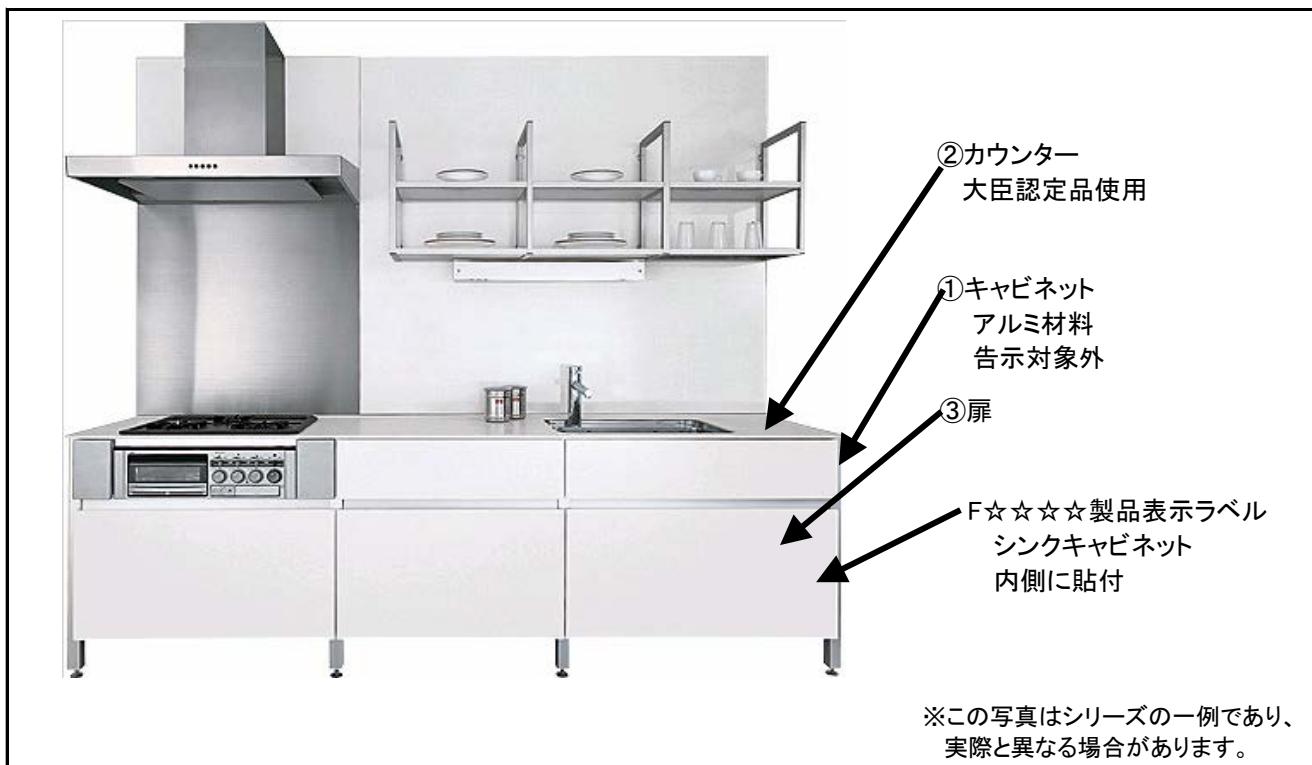


ホルムアルデヒド発散区分・認定番号一覧表

商品区分	システムキッチン	
商品シリーズ名	アイデコ(ideco)シリーズ	
建築材料区分	ユニット製品	
ホルムアルデヒド 発散等級区分	内装仕上げ及び 下地部分	F★★★★
ロット番号／製造年月日等	本体および梱包に表示	

この表記は、住宅部品表示ガイドラインによるものです。

※木質材は4VOC基準適合



構成部位	発散建築材料	発散等級区分	認定の種類	認定番号
①キャビネット	天板・側板・底板・棚板			
	背板	告示対象外材料		
	木部接着用	接着剤	F★★★★	業界団体認定 JAIA-001423※2
②カウンター	補強材	PB※6	F★★★★	大臣認定 MFN-0052、MFN-0068
③扉	鏡面塗装	MDF	F★★★★	JIS認定 TC0307459
	DAPシート	PB※6	F★★★★	業界団体認定 JFP3006-1※2
	メラミン	PB※6	F★★★★	JIS認定 TC0807041、GB0508162 TC0207115、TC0507014 TC0608085、TC0208082 TC0207134、ATMY08001

※1. この表記は(社)日本建材・住宅設備産業協会、(社)リビングアーニティ協会、キッチン・バス工業会が制定した「住宅部品VOC表示ガイドライン」に基づき、木質材料が4VOC放散基準に適合している事を示すものです。

※2. JAIA認定番号は、日本接着剤工業会、JFP認定番号は、日本繊維板工業会による認定です。

※3. 商品構成により、上記に記載したホルムアルデヒド発散建築材料の一部しか使用しない場合があります。

※4. 4VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

※5. 認定書には当社管理上の記載を付しております。

※6. PBはパーティクルボードの略称です。

※7. アルミ、ステンレス、人造大理石、ガラス、ダイライト、PS樹脂およびキッチンボード等は、告示対象外の基材のため本紙には掲載しておりません。

※8. カップボードについてもキッチン本体と同一材料を使用しています。

※9. ロット番号/製造年月日は、本体および梱包に表示しています。

※10. お問い合わせ先:お客様ご相談センター(電話番号:0120-878-365)



2012年1月1日
パナソニック株
N.S.J.B
MFN - 0052

認定書

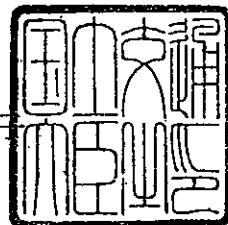
国住指第377号

平成15年5月28日

松下电工株式会社

取締役社長 西田一成 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0052

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

別添

1. 申請建築材料名

両面低圧メラミン樹脂含浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	100~2200 (mm)
長さ	100~2800 (mm)
厚さ	10.0±0.5、15.0±0.5、16.6±0.5、18.0±0.5、20.0±0.5 (mm)
密度	720±80 (kg/m ³)

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

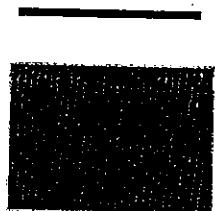
表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1)表面材	材質：第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しない低圧メラミン樹脂含浸紙 厚さ (mm) : 0.15±0.07 質量 (g/m ²) : 120~312
(2)基材	材質：次に示す組成①又は②のパーティクルボード 厚さ (mm) : 9.8±0.1、14.8±0.1、16.4±0.1、17.8±0.1、19.8±0.1 密度 (kg/m ³) : 690±70 ①組成 (質量%) : メラミン・ユリア共縮合樹脂木材用接着剤 15±1 以下 酸化硬化材 4±0.5 以下 ワックス 2±0.5 以下 木材チップ 79±2 以上 ②組成 (質量%) : ユリア樹脂木材用接着剤 1.5~4.0 乳剤 0.1~0.5 パラフィン 0.1~0.3 硬化材 0.3~0.7 尿素 13.0~14.5 木材チップ 80~85

2012年1月1日
パナソニック株
N S . J B
M F N - 0 0 5 2

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図 1 に示す。



0.15±0.07mm : メラミン樹脂含浸紙

パーティクルボード

: 厚み t $9.88\pm0.1\sim19.8\pm0.1\text{mm}$,



0.15±0.07mm : メラミン樹脂含浸紙

図 1



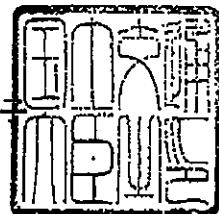
2012年1月1日
パナソニック㈱
N.S.J.B
MFN-0068

認定書

国住指第466号
平成15年6月11日

エム カインドル ホルツインダストリー
カーゲー
代表取締役社長 ウェルナー ベヒトル
ド 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第20条の5第4項（規制対象外のホルムアルデヒド発散建築材料：F☆☆☆☆）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

MFN - 0068

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面メラミン樹脂合浸紙張／パーティクルボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

2012年1月1日
パナソニック(株)
N.S.J.B
MFN-0068

別添

1. 申請建築材料名 :

両面メラミン樹脂合浸紙張/パーティクルボード

2. 申請建築材料の形状、寸法等 :

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請建築材料の形状、寸法等

項目	形状、寸法等
形状	平板
表面形状	平滑
表面材の張り方	両面
幅	2,070 (mm)
長さ	2,800 (mm)
厚さ	15~19±0.3 (mm)
密度	680~750 (kg/m ³)

3. 申請建築材料の構成

申請建築材料の構成を表2に示す。

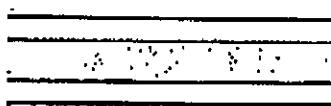
表2 申請建築材料の構成

構成材	仕様等
(1) 表面材	材質 : 規制対象建築材料に該当しないメラミン樹脂合浸紙 厚さ (mm) : 0.12~0.20±0.01
(2) 基材	材質 : 次に示すパーティクルボード 規格 : EN312-5 (パーティクルボード) 厚さ (mm) : 15.0~19.0±0.3 密度 (kg/m ³) : 680~750 組成 (質量%) : ユリア樹脂木材用接着剤 11±1.0 以下 木材チップ 89±1.0 以上 ユリア樹脂木材用接着剤の組成 (質量%) : ユリア樹脂 91.0±1.0 イソシアネート系化合物 9.0±1.0

2012年1月1日
パナソニック㈱
N.S.J.B
MFN-0068

4. 申請建築材料の断面図

申請建築材料の断面図を図1に示す。



1. メラミン樹脂含浸紙 (厚み: 0.12~0.2 mm)
2. パーティクルボード (厚み: 15.0~19.0mm)
3. メラミン樹脂含浸紙 (厚み: 0.12~0.2 mm)